公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

資料3

取適法（とりてきほう）の改正ポイント

令和８年３月１０日
公正取引委員会事務総局
九州事務所

主な改正事項

施行期日　令和８年１月１日

規制の見直し

① 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）
対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

② 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）
従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

③ 手形払等の禁止　→　支払遅延に該当
対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

④ 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

⑤ 面的執行の強化
事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

「下請」等の用語の見直し

- **共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進**
- **サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す**

下請代金支払遅延等防止法 通称：下請法	▶	製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律 略称：中小受託取引適正化法 通称：取適法
親事業者	▶	委託事業者
下請事業者	▶	中小受託事業者
下請代金	▶	製造委託等代金

取適法（改正下請法）の概要

法目的　**中小受託**取引の公正化　・　**中小受託**事業者の利益保護

適用対象　①取引の内容　＋　②規模要件　＝　対象取引

①取引の内容：製造委託／修理委託／情報成果物作成委託（プログラム）／役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理）／特定運送委託

②規模要件

委託事業者	→ 中小受託事業者
資本金３億超	資本金３億以下（個人含む）
資本金１千万超３億以下	資本金１千万以下（個人含む）
常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下（個人含む）

①取引の内容：情報成果物作成委託（プログラム除く）／役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理除く）

②規模要件

委託事業者	→ 中小受託事業者
資本金５千万超	資本金５千万以下（個人含む）
資本金１千万超５千万以下	資本金１千万以下（個人含む）
常時使用する従業員100人超	常時使用する従業員100人以下（個人含む）

義務

- 発注内容を明示する義務（発注書の交付）
- 取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）
- 支払期日（受領後60日以内）を定める義務
- 遅延利息（14.6%）の支払義務

禁止行為

受領拒否	報復措置
支払遅延（手形払等の禁止）	有償支給原材料等の対価の早期決済
減額	~~割引困難な手形の交付~~
返品	不当な経済上の利益提供要請
買いたたき	不当な給付内容の変更・やり直し
購入・利用強制	協議に応じない一方的な代金決定

※赤色は改正内容

特定運送委託① 【第２条第５項】 【改正】

改 正 理 由

- **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

改 正 内 容

- **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

改正法

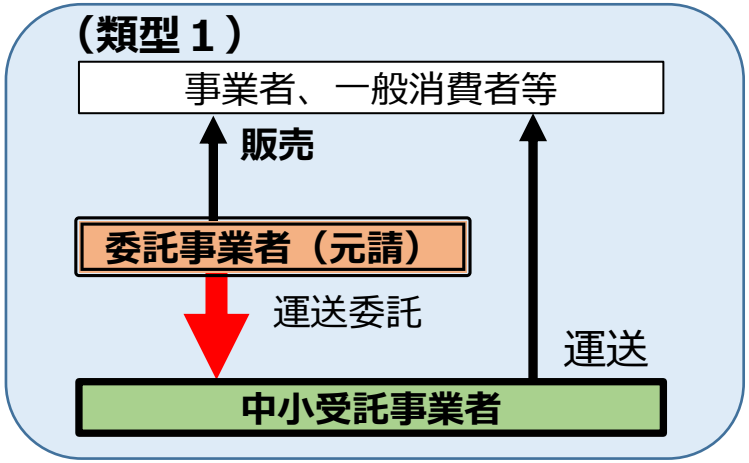
現行の「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加

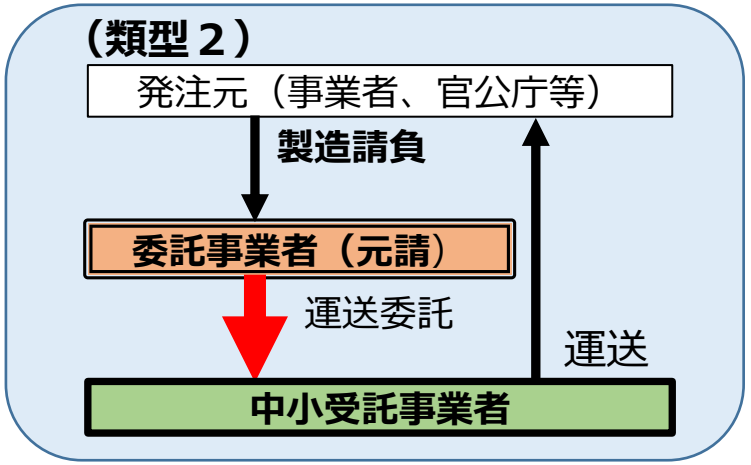


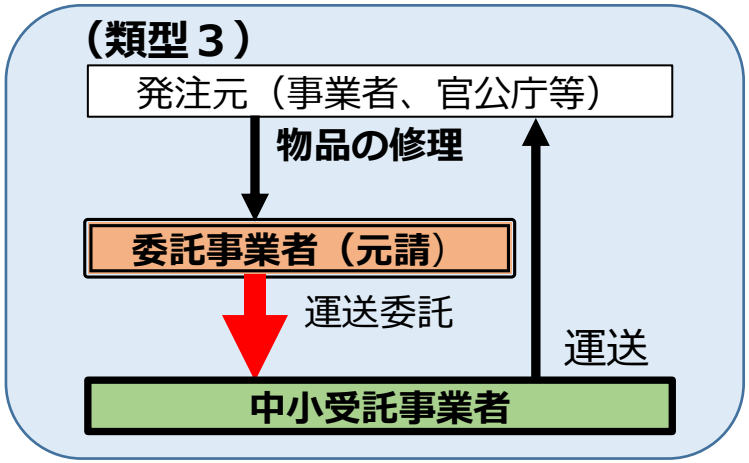
特定運送委託② 【改正】

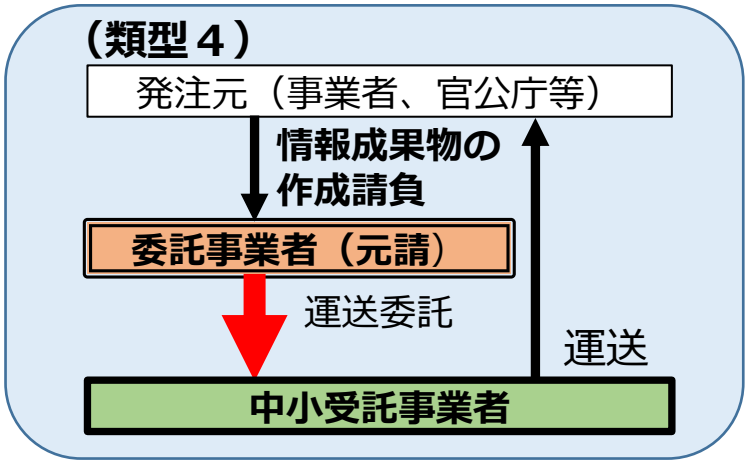
- 事業者が、販売する物品、製造を請け負った物品、修理を請け負った物品又は作成を請け負った情報成果物が記載されるなどした物品について、その取引の相手方に対して運送する場合に、その運送の行為を他の事業者に委託することをいう。

取適法の適用を受ける特定運送委託は、以下４つのタイプ（類型１～類型４）となる。









※ ➡ が取適法の対象となる取引

「運送の行為の一部」

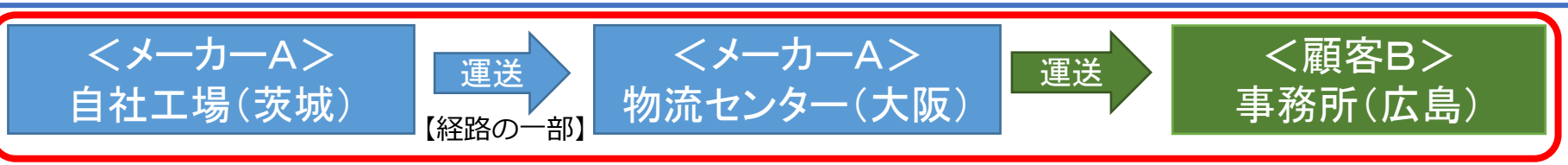
- 「運送の行為の一部を他の事業者に委託すること」とは、**取引の相手方に対する運送**のうち、**その物品の数量又はその経路の一部の運送を他の事業者に委託すること**をいう。

同一法人の拠点間運送

- **同一法人の拠点間の運送が、**当該拠点間の販売等に基づいて行われていたといても、その販売等は、**通常、取引の相手方に対する運送とはいえず特定運送委託には該当しない。**（例：商品の運送が、社内の倉庫への移動である場合）

同一法人の拠点間運送の例外

- 取引の相手方に対する運送であって、自社の拠点を取引の相手方に対する運送の**「経路の一部」として利用する場合には、その拠点間の運送委託も特定運送委託に該当する。**



経路全体が特定運送委託に該当

【具体例】

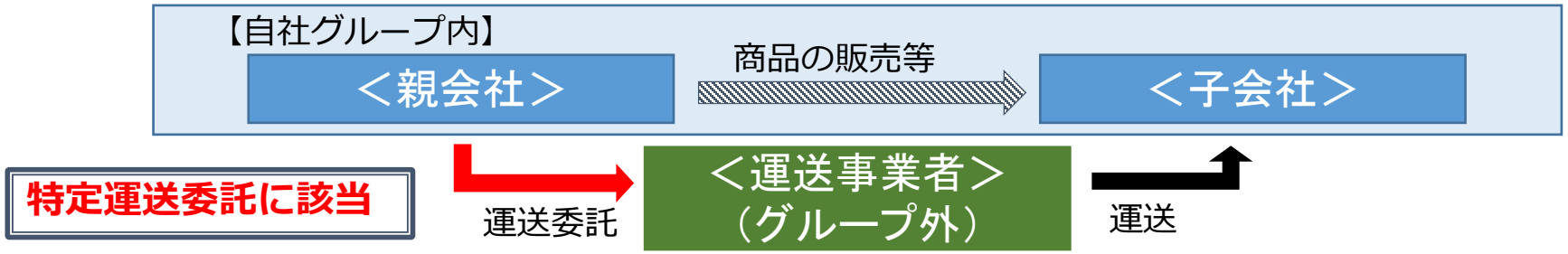
- ✓ メーカーAが、顧客Bに納品するために仕分けられた商品を、茨城県にある自社工場から、広島県にある顧客Bの事務所まで運送する。
- ✓ その際、大阪府にあるメーカーAの物流センターを中継地点として利用する。
- ✓ **自社工場から物流センターまでの運送は、**顧客Bの事務所までの運送の**「経路の一部」**であり、**経路全体が特定運送委託に該当**する。

グループ会社における運送

類型１

- **特定運送委託における「取引の相手方」には、運送の発注事業者と親子会社や兄弟会社の関係にある法人も含まれる。**

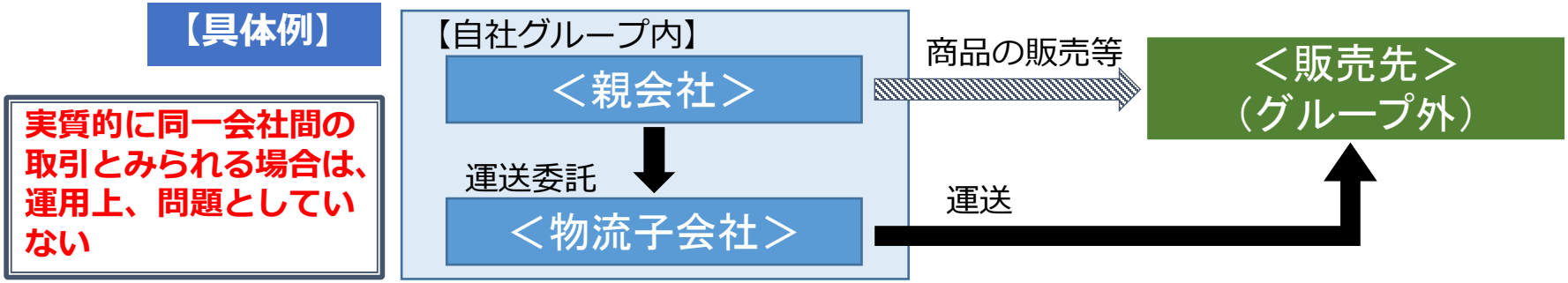
【具体例】



類型２

- **グループ内の物流子会社に運送を委託した場合、それが実質的に同一会社間での取引（※）とみられる場合は、本法の適用が除外されるものではないが、従前から運用上問題としていない。**

【具体例】



※親会社と当該親会社が総株主の議決権の50%超を所有する子会社との取引や、同一の親会社がいずれも総株主の議決権の50%超を所有している子会社間の取引など。

従業員基準【第２条第８項、第９項関係】 【改正】

改正理由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の**資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない**例がある。
- 本法の**適用を逃れるため、受注者に増資を求める**発注者が存在する。

改正内容

- 適用基準として**従業員数の基準を新たに追加**する。
- 具体的な基準については、**本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点**から、**従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする**。

製造委託 / **修理委託** / **情報成果物作成委託（プログラム）** / **役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理）** / **特定運送委託**

委託事業者	中小受託事業者
資本金３億超	資本金３億以下（個人含む）
資本金１千万超３億以下	資本金１千万以下（個人含む）
常時使用する従業員300人超	常時使用する従業員300人以下（個人含む）

情報成果物作成委託（プログラム除く） / **役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理除く）**

委託事業者	中小受託事業者
資本金５千万超	資本金５千万以下（個人含む）
資本金１千万超５千万以下	資本金１千万以下（個人含む）
常時使用する従業員100人超	常時使用する従業員100人以下（個人含む）

資本金基準と従業員基準の適用関係（運用基準）

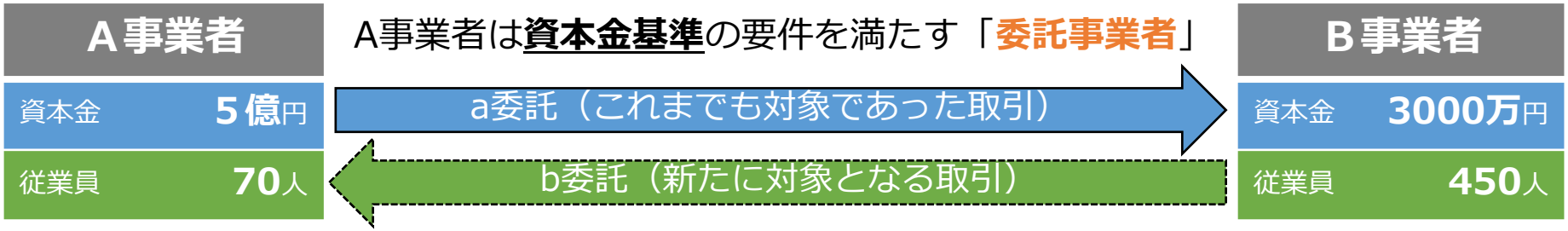
- **委託取引ごとに規模要件を判断。**
- **従業員基準は資本金基準が適用されない場合に適用。**

○：要件を満たす　×：要件を満たさない

資本金基準	従業員基準	適用される基準
○	×	資本金
×	○	従業員
○	○	**資本金（※）**
×	×	適用対象外

ポイント　※資本金基準と従業員基準の両方の要件を満たす場合には「資本金基準」が適用される。

【製造委託の例】



「常時使用する従業員の数」について(運用基準)

➢ 「常時使用する従業員」とは

その事業者が使用する労働者（労働基準法第９条に規定する労働者をいう。）のうち、日々雇い入れられる者（１か月を超えて引き続き使用される者を除く。）以外のものをいう。

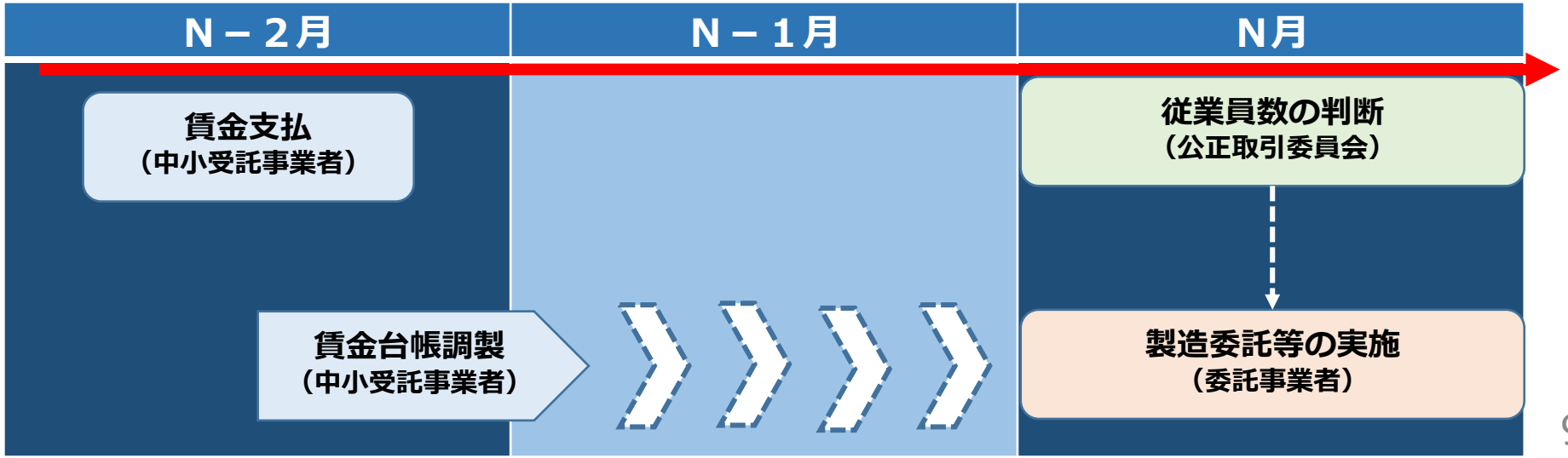
➢ 「常時使用する従業員の数」とは

当該事業者の賃金台帳の調製対象となる「常時使用する従業員」（労働基準法第108条及び第109条、労働基準法施行規則第55条及び様式第20号等）の数によって算定するものとする。

「常時使用する従業員の数」の判断のポイント

※委託事業者において、「常時使用する従業員の数」を確認する義務はない。
※原則、製造委託等を行った時における「常時使用する従業員の数」によって判断されるが、例外的に下記の取扱いを行うことも可能。
※グループ会社等の場合には、法人単位で従業員数を判断。

例 ※N-2月の賃金台帳上の労働者の数をもって、N月の「常時使用する従業員の数」とする



委託事業者の禁止行為の概要

- 中小受託取引の公正化及び中小受託事業者の利益保護のため、委託事業者による以下の１１項目の**行為を禁止。**
- **中小受託事業者の了解を得ていても、**また、**委託事業者に違法性の意識がなくても、**これらの規定に触れる行為は本法違反となる。

委託事業者の禁止行為

【第５条第１項に該当する行為】

①受領拒否の禁止 **Point！ 改正**

②代金の支払遅延の禁止

③代金の減額の禁止

④返品の禁止

⑤買いたたきの禁止

⑥購入・利用強制の禁止

⑦報復措置の禁止

【第５条第２項に該当する行為】

⑧有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

⑨不当な経済上の利益の提供要請の禁止

⑩不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

⑪協議に応じない一方的な代金決定の禁止

Point！ 改正

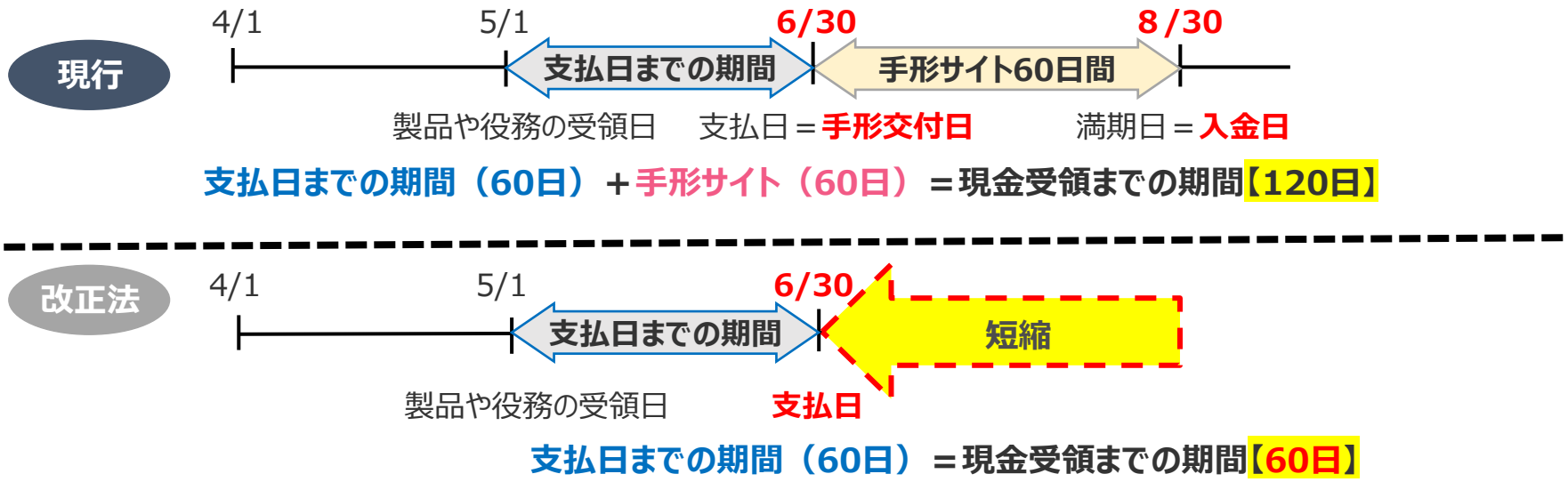
手形払等の禁止【改正】

改正理由

- **支払手段として手形等を用いる**ことにより、**発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習**が続いている。

改正内容

- 中小受託事業者の保護のためには、今般の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、**手形払を認めないこととする**。
- 電子記録債権やファクタリングについても、**支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない**こととする。



金銭及び手形以外の支払手段の取扱い(運用基準)【改正】

- 「金銭及び手形以外の支払手段」とは、一括決済方式や電子記録債権（いわゆる「でんさい」など）などをいう。
- 上記支払手段については、支払期日までに代金に相当する額の現金金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない（支払遅延に該当）。
- 手数料とは、例えば、発生記録手数料、譲渡記録手数料、受取手数料、割引手数料等をいう。

✓ **満期日が支払期日「以前」の場合**

一括決済方式や電子記録債権の利用は、**認められる。**

しかし、満期日までに支払不能等が生じ、金銭と引き換えられない場合は「製造委託等代金を支払わない」ことに該当する。

✓ **満期日が支払期日より「後」の場合**

一括決済方式や電子記録債権の利用は、原則として**認められない。**

たとえ割引料を委託事業者が上乗せして負担したとしても、中小受託事業者が支払期日に金銭を直接受け取れず、自ら割引を受ける等の行為が必要な場合には、満額の金銭を受領した状態となることが確保されていないため。

【具体例】

●電子記録債権の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、電子記録債権によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日より後に満期日が到来する電子記録債権を使用し、支払期日に金銭を受領するために中小受託事業者において割引を受けることを必要とさせていた。

●一括決済方式の使用による支払遅延

委託事業者は、中小受託事業者に対して、一括決済方式によって製造委託等代金を支払う際に、支払期日以前に決済日が到来する一括決済方式を使用していたが、決済に伴い生じる受取手数料を中小受託事業者に負担させていた。

振込手数料の負担に係る運用変更（運用基準）

- **企業取引研究会において、代金の振込手数料は発注者が負担することが合理的な商慣習であるとの意見があり、同研究会報告書において、振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反に当たることとするよう、運用基準を見直すべきとの結論が取りまとめられた。**
- **これを踏まえ、振込手数料を受注者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず違反とするよう、運用基準を見直すこととする。**

【改正前】

発注前に下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の振込手数料について、**下請事業者が負担する旨の書面での合意がある場合には、**親事業者が負担した実費の範囲内で当該手数料を**差し引いて下請代金を支払うことが認められる。**

【改正後】

中小受託事業者との合意の有無にかかわらず、委託事業者が製造委託等代金を中小受託事業者の銀行口座へ振り込む際の手数料を中小受託事業者に負担させ、製造委託等代金から**差し引いて支払うことは減額に当たる。**

協議に応じない一方的な代金決定の禁止① 【第5条第2項第４号】 【改正】

- 委託事業者が、**中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定**すること。

改正理由

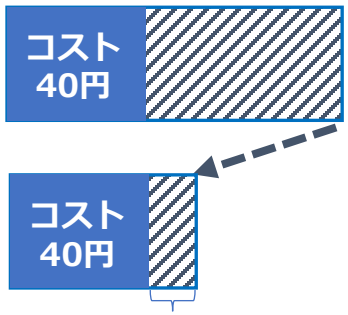
- コストが上昇している中で、**協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題**がみられる。
- そのため、**適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要**。

改正内容

「市価」の認定が必要となる買いたたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、**中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設**する。

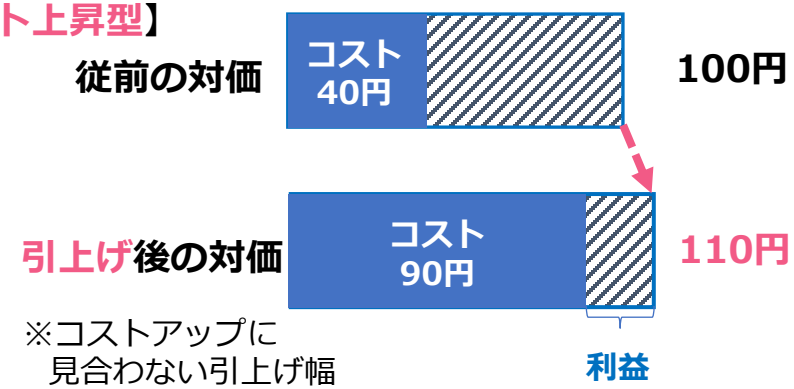
現行 **対価に着目した規定**

【対価引下げ型】



改正法 **交渉プロセスに着目した規定**

【コスト上昇型】



面的執行の強化【第５条第１項第７号、第8条、第13条関係】 【改正】

改正理由

- 現在、事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、**公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある**。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の**「報復措置の禁止」の対象となっていない**。

改正内容

- **事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与**する。
- 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、**「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加**する。

